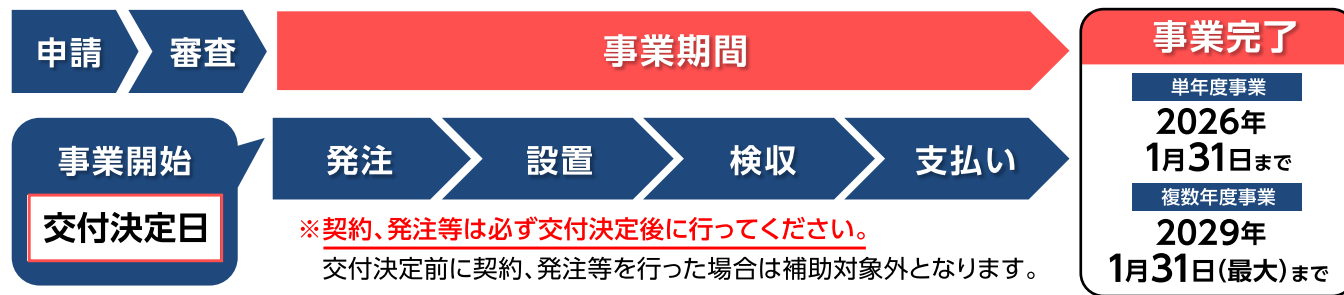


全体スケジュール

公募説明会	2025年 2日(水)東京 3日(木)仙台、名古屋、大阪 4月 4日(金)札幌、金沢、福岡 ※開催概要はSIIホームページ(https://sii.or.jp/)より確認できます。 ※参加には、事前エントリーが必要です。 ※東京・大阪会場の公募説明会は、来場型に加えて、オンライン配信を行う予定です。
一次公募	公募期間:2025年3月31日(月)～2025年4月28日(月) 交付決定:2025年6月中旬(予定)
二次公募	公募期間:2025年6月上旬～7月上旬(予定) 交付決定:2025年9月上旬(予定)
三次公募	公募期間:2025年8月中旬～9月下旬(予定) 交付決定:2025年11月中旬(予定)



留意事項

- 当資料は1次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(I) 工場・事業場型	のうち 先進枠	03-5565-3840
	のうち 一般枠・中小企業投資促進枠	03-5565-4463
(II) 電化・脱炭素燃転型		03-5565-3840
(II) 設備単位型	ナビダイヤル	0570-039-930
	IP電話	042-303-0420
(IV) エネルギー需要最適化型		03-5565-4773

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

1次公募

令和6年度補正予算

省エネ・非化石転換補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金(I,II,IV)
省エネルギー投資促進支援事業費補助金(III,IV)

本事業は、省エネルギーの推進を目的に工場事業場全体と設備単位の両面から、国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を支援します。



(IV) エネルギー需要最適化型

見える化や運用改善により、省エネを図る事業

(I) 工場・事業場型

予め指定された先進設備・システム、設計が伴うオーダーメイド型設備、高効率な設備として登録及び公表した指定設備などを活用して工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る事業

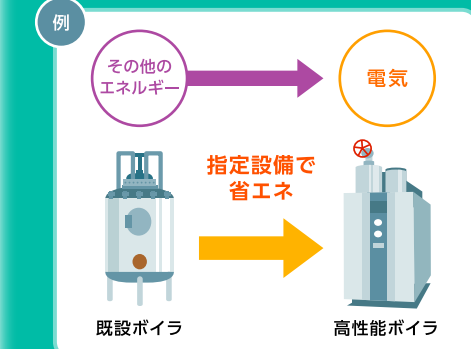
(III) 設備単位型

SIIが高効率な設備として登録及び公表した省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等へ更新する事業



(II) 電化・脱炭素燃転型

化石燃料から電気への転換および低炭素な燃料への転換など、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備(指定設備)へ更新等する事業



(I)型(II)型(IV)型に申請する場合は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金の公募要領等をご確認ください。
(III)型(IV)型に申請する場合は、省エネルギー投資促進支援事業費補助金の公募要領等をご確認ください。

1次公募期間 2025年3月31日(月)～2025年4月28日(月)

一般社団法人
sii 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

省エネ・非化石転換補助金では、設備導入を行う補助事業を4つの事業区分から選ぶことができます。

事業区分		(Ⅰ) 工場・事業場型				(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型	(Ⅲ) 設備単位型	(Ⅳ) エネルギー需要最適化型
		先進枠		一般枠		中小企業投資促進枠		
事業要件		①先進設備・システムの導入		②オーダーメイド型設備 又は 省エネ効果が高い高効率な設備 (③指定設備)		③指定設備のうち 電化や脱炭素目的の 燃料転換を伴う設備等の導入	省エネ効果が高い高効率な設備 (③指定設備)の導入	④EMS (エネルギーマネジメントシステム) 機器の導入
		資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業		機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業				
				大規模設備投資を支援 オーダーメイド型設備と指定設備を組み合わせる事業や、複数の指定設備を更新する事業も対象となります。				
省エネルギー効果の要件※1		原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業		原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業		原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ) 対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した以下の指定設備。	・ SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。 ・ EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。 (原油換算量ベースで2%改善を目安とする)
		・省エネ率+非化石割合増加率 ：30%以上		・省エネ率+非化石割合増加率 ：10%以上				
		・省エネ量+非化石使用量 ：1,000kl以上		・省エネ量+非化石使用量 ：700kl以上		・省エネ量+非化石使用量 ：500kl以上		
		・エネルギー消費原単位改善率 ：15%以上 (注)		・エネルギー消費原単位改善率 ：7%以上 (注)		・エネルギー消費原単位改善率 ：5%以上 (注)		
		※「一般枠」の補助対象設備を組み合わせる上記要件を満たすことも可とする。						
		(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつエネルギー消費量が減少する事業に限る。 ※非化石転換の場合であっても、増エネとなる事業は補助対象外。 ※中小企業投資促進枠に申請する場合、SIIが指定するフォーマットにより、一般枠の効果を満たす事業計画書を作成・公表すること。						
投資回収要件		投資回収年数が5年以上であること		投資回収年数が5年以上であること		投資回収年数が3年以上であること		
補助対象経費		設計費・設備費・工事費				設備費・工事費 (電化する事業の場合は付帯設備も対象) ※工事費は中小企業者等に限る	設備費	設計費・設備費・工事費
補助率	※2 中小企業者等	2/3 以内		1/2 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内		1/2 以内 ※投資回収年数5年未満の事業は1/3以内	1/2 以内	1/2 以内
	大企業 ※3 その他 ※4	1/2 以内		1/3 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内		対象外		1/3 以内
補助金限度額	単年度事業	【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度		【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体)		【下限額】100万円/年度	【上限額】3億円/事業全体 (電化する事業の場合は5億円/事業全体) 【下限額】30万円/事業全体	【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体
	複数年度事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度		【上限額】20億円/事業全体 (非化石転換の場合は30億円/事業全体)		【下限額】100万円/年度		
	連携事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度		【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		【下限額】100万円/年度		

(Ⅰ)型は経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

※1 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は公募要領等を確認すること。

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。